

## 聖隷クリストファー中・高等学校

### 「学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」

#### 第1章 本校のいじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ防止は学校、保護者を含んだ社会全体で取り組むべき事柄です。生徒は誰しもうかがいじめの被害者にも加害者にもなり得ます。

本校では、いじめが発生した場合、まずいじめを受けた生徒の立場に立ち、寄り添うことを大切にします。また、いじめ防止を学校全体で取り組むべき最重要課題の一つとして捉えています。

いじめを出来るだけ未然に防止し、あるいは芽の内に発見すること、更に、起こってしまったいじめには毅然と対応し、いじめられた生徒はもちろん、いじめた側の生徒も皆安全で充実した学校生活に戻れるように対処します。これは、該当する生徒や担任だけの力ではできないことから、学校全体で取り組み、保護者、必要に応じて関係機関・地域とも連携する中で、力を結集して解決を図らなければなりません。そして、生徒達も周囲の大人も、共に成長するための課題として、いじめの問題を直視することが大切だと考えます。

#### 建学の精神

本校は創立以来、終始一貫、キリスト教（プロテスタント）主義の学校として、イエス・キリストの愛を理解し、実践する人間を育てることを目標としてきました。「隣人を自分のように愛しなさい」（新約聖書マルコによる福音書 12 章 31 節）これが本学園の基本精神です。「自分のようにあなたの隣人を愛する」という言葉には、人とともにあれ、人とともに生きようということが示されています。学校が行うすべての活動の根幹に、この精神を置き、教育の営みを推進していきます。

#### 学校生活の規則（「学校生活のしおり」より）

聖隷クリストファー中・高等学校の生徒は、建学の精神である「隣人を自分のように愛しなさい」を真剣に学んでその具体化に努めるとともに、生活の規則を守り聖隷クリストファー中・高等学校の生徒にふさわしい良識ある行動をしなければならない。

#### 自他の人格を大切にす

私達は、私達の造り主である神の前に平等であるから、自己の生命と人格を大切にすると同じように他者の生命と人格も大切にしなければならない。したがって、いじめやいやがらせ盗みなど他者の人格や心を傷付ける行為をしてはならない。

## 第2章 学校の組織

本校は、いじめの防止、早期発見、迅速な対応のために、そして、学校全体で生徒の安全を守るために「いじめ対策委員会」を設置します。

### 1. 委員会の構成

委員会の構成は、校長、副校長、教頭、総務と各部（分掌）の責任者、必要に応じて養護教員、スクールカウンセラー、学校医が加わります。また、この委員会は必要に応じて、個人情報に配慮しつつPTA理事会とも連携を取ります。

### 2. 役割

- ① いじめ防止・早期発見のための年間の計画を立案します。
- ② いじめアンケートの実施とその結果から、いじめが発見された場合には学年・生徒指導部と連携を取りながら全体の対応策を決めます。
- ③ いじめがあった場合、担任・学年とともに生徒・保護者、さらに、外部への窓口となります。
- ④ それぞれの防止策や対応の検証を行い、より安全な学校生活のために改善を行います。
- ⑤ 重大ないじめがあった場合、その調査の中心組織となります。

## 第3章 年間計画

### 1. 2018年度の年間予定

- ① 各学期毎に、全学年対象のいじめアンケートを実施し、自分や他の人がいじめ被害にあっていないかを調査します。
- ② 中学では随時、高校では年間5回以上の担任との個別面談を実施し、その中で悩み等を確認します。
- ③ 中学・高校1，2年生に対しては保健室の3分間カウンセリングを実施します。
- ④ 外部専門団体に依頼し、毎月ネットパトロールを行い、SNS等の不適切な書き込み等の調査を行います。
- ⑤ 外部専門団体に依頼し、年1回（中学は年2回）ネット利用の仕方についての講座を実施します。

## 第4章 いじめの未然防止

- ① 本校では毎朝礼拝の時間や、聖書の授業をとおり、建学の精神に基づいた、様々な価値観・多様性を受けとめる精神、自分や隣人を大切にする心を養います。
- ② 本校では「総合的な学習」の「労作」「人間探究」の授業で近隣の福祉施設に行き、保育園児や高齢者、身体の不自由な方や、知的障がいのある方々と触れ合う経験をとおり、自己の生命と人格と同じように他者の生命や人格を大切にするを学びます。
- ③ 部活動・生徒会活動を通して、充実感を味わうことと、様々な困難に対する対応力を養い、また、互いに協力することをとおして、支え合う中で生きていることを実感として学びます。
- ④ ネットの利用の仕方についての講座を、年1回（中学生は年2回）実施し、自他を傷付けるネットの危険性を学び、特にSNS上でのいじめにつながる書き込み・画像投稿等を防ぎます。
- ⑤ 中学生徒会では全校集会で「人権」を考える取り組みを行います。
- ⑥ 授業アンケートを実施し、分かりやすい授業のために改善を行います。

## 第5章 いじめの早期発見

- ① 報告・連絡・相談：HR担任、教科担当、部活顧問の間で生徒情報を交換し、複数の教員の目で観察することで小さな変化を見逃さないで対応できる体制を目指します。
- ② いじめアンケート：自分に対してだけでなく、周囲の生徒の様子も聞くことで複数の生徒達の目で見逃さないことを目指します。
- ③ 中学校では、予定帳をとおして生徒の様子を把握するきっかけとします。
- ④ 面談（本人・保護者）：年5回の担任による面接をとおり、人間関係の悩みやトラブルといったいじめに発展しそうな状況の把握に努めます。
- ⑤ 周辺地域との連携：学校周辺の施設・コンビニエンスストア等に協力を依頼し、学校外での生徒間の行動、いじめやそれに発展しそうな行動についての早期把握に努めます。
- ⑥ カウンセリング：隔週水・木曜日にスクールカウンセリングがあります。個人情報に配慮しつつ、生徒の抱える悩み、トラブルの傾向を把握し、問題の発展防止につなげます。

- ⑦ ネットパトロール：外部専門団体に依頼し、ネット上の本校生徒に関する情報をパトロールします。いじめやトラブルに発展する情報をいち早く把握し、未然防止につなげます。
- ⑧ 生徒支援委員会：生徒支援委員会を設置し、保健室と連携し、問題を抱える生徒のサポートを行うなかで、生徒間のトラブルやいじめにつながる情報を把握し、早期対応につなげます。

## 第6章 いじめへの早期対応

- ① いじめを含んだ全ての生徒の問題行動は教員個人の判断と指導で終わることなく、必ず学年と生徒指導部によって多面的に調査・判断し、複数の教員で対応・指導します。
- ② いじめの情報を得た場合、情報を収集・整理するとともに、迅速に管理者に報告を行い、いじめと判断した場合、「いじめ対策委員会」を開き、対応策を決めます。判断の難しい場合でも、学年・生徒指導部で注意深い生徒観察・指導を継続します。また、いじめの内容によっては、関連機関と連絡を取りながら対応します。
- ③ ネットパトロールからの情報は基本的に生徒指導部で管理し、いじめと関連付けられる情報はすぐに管理者に報告します。
- ④ いじめられた生徒・保護者への対応を担当・学年、必要に応じて保健室等を中心に行います。生徒の気持ちに寄り添い、安全な学校生活に戻るためのサポートを行います。本人の希望や必要に応じて、スクールカウンセラー等のサポートを受けられるように配慮します。保護者に対しては可能な限りの情報提供を行い、学校とともに生徒をサポートできる協力体制を目指します。必要に応じて委員会とその構成メンバーが対応窓口となります。
- ⑤ いじめた生徒・保護者への対応を担当・学年を中心に行います。生徒自身に対して、いじめに対する認識を深め、反省させるとともに、他者の痛みを知り自身が成長するための機会とし、誰にとっても安全な学校生活とするための指導を行います。必要に応じて委員会とその構成メンバーが対応窓口となります。
- ⑥ いじめが発生した集団全体に対しては、担任・学年、該当部活動等の教員・部活動顧問が中心となって指導します。必要に応じて委員会が直接生徒全体・個々人への指導を行います。

## 第7章 重大事態への対処

### 1. 重大事態の調査組織の設置

- ① 生徒の生命が脅かされるような事態が発生した場合、「いじめ対策委員会」がその調査の中心となります。

### 2. 調査

- ② 該当する集団、または必要に応じて学年全体、学校全体を対象として調査を行います。
- ③ 調査の方法は個別の聞き取り、無記名 or 記名有のアンケートを中心として、その他事実把握のために必要な情報収集を行います。
- ④ 5W1Hを明確に記録し、その管理は委員会が行います。
- ⑤ 必要に応じて、関係機関との情報交換を行います。

### 3. 報告

- ① いじめを受けた生徒・保護者への情報提供を行います。ただし、警察等、関係機関の調査の妨げにならない範囲とします。
- ② 県私学振興課をとおし、静岡県知事への報告を行います。

## 第8章 学校運営の改善

- ① 問題発生時には、その解決の後、委員会において、いじめ防止対策の検証と見直しを行います。また、毎年度末に生徒対象に行われる学校生活の「満足度調査」の結果も踏まえ、検証と見直しを行います。
- ② 学校いじめ基本方針・年間計画の実施状況について、学校評議員会において報告し、その意見・評価を踏まえ、次年度の計画を立案します。また、必要に応じてPTA理事、学校医、大学研究者の意見を参考とし、改善に生かします。
- ③ 本校の「学校いじめ基本方針」は本校ホームページ上で公開します。